

## 【支部及びクラブ OB 会等 会則(案)例】

(例)大阪成蹊大学〇〇部 OB 会を設立する場合

大阪成蹊学園蹊友会 大阪成蹊大学〇〇部 OB 会 会則 (案)

(名称)

第 1 条 本会は、大阪成蹊学園蹊友会大阪成蹊大学〇〇部 OB 会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互並びに母校との親和を図ることを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、在学時に大阪成蹊大学〇〇部に所属していた蹊友会会員とする。

(役員)

第 4 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1 名

(2) 会計 1～2 名

2 役員任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

3 役員は、会員相互の推薦により選出し、総会において承認を行う。

(運営費)

第 5 条 本会の運営費は会費、協力費、蹊友会支部及び OB 会等活動助成金、その他の収入をもってまかなう。

2 本会の会費は、年額〇〇〇〇円とする。

(会計年度)

第 6 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(行事)

第 7 条 本会は次の行事を行う。

(1) 総会 (原則、年 1 回)

(2) 例会

(3) その他 会の活性化に寄与する行事

(その他)

第 8 条 本会の会則改訂は、本会役員会において審議し、蹊友会の承認を得る必要がある。

(附則)

令和〇年〇月〇日 蹊友会大阪成蹊大学〇〇OB 会 発足